

# 特定非営利活動法人 SPICA 入会規約

## 第一条

(種別) この法人の会員は次の二種とする。

- 1 正会員 甲の目的に賛同して入会した個人及び団体
- 2 賛助会員 甲の目的に賛同して支援するために入会した個人及び団体

## 第二条

(入会)

- ①甲への入会について条件は定めのないものとする。
- ②正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- ③理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

## 第三条

(入会金および会費)

正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない(別紙参照)。

## 第四条

(会員の資格の喪失)

正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 退会届の提出をしたとき。
- 2 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- 3 除名されたとき。

## 第五条

(退会)

正会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

## 第六条

(除名)

正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 この法人の定款等に違反したとき。
- 2 この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

## 第七条

(抛出金品の不返還)

既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

以上